



ひとりひとり
障害者の**尊様**に応じた

多様な委託訓練

平成16年11月

厚生労働省職業能力開発局能力開発課

はじめに

障害者の態様に応じた多様な委託訓練（以下「障害者委託訓練」と言います。）は、就職を希望する障害者の増大に対応し、平成16年度から、地域の多様な委託先を活用して全国規模で実施しています。

質、量ともに大幅に拡充した障害者委託訓練ですが、平成16年度から開始した県が大半であることもあり、各都道府県における効果的な実施に資する実際の取組事例等の情報収集・提供が求められていたところです。

このため、半年を経過した時点での実施状況の中から、障害者委託訓練の好事例等を取りまとめましたので、参考に供します。

好事例をさらに積み重ねて関係機関の共通情報として蓄積し、提供していくことが、障害者委託訓練の効果的な実施のために必要です。好事例については、常時募集中ですので、今後とも積極的な提供をお願いします。

なお、本冊子は、委託先機関をはじめとする障害者委託訓練の関係機関に対しても適宜配賦する等、障害者委託訓練の一層効果的な実施のためにご活用ください。

（参考）

障害者の態様に応じた多様な委託訓練の概要

（1） 趣旨

障害者が居住する地域で多様な委託先を活用した委託訓練を機動的に実施することにより、障害者の職業訓練受講機会を大幅に拡充し、障害者の雇用促進に資する。

（2） 訓練対象人員（全国）

5,000人

（3） 訓練コース

イ 知識・技能習得訓練コース（就職に必要な知識・技能の習得を図るために、民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等を委託先として実施するコース）

ロ 実践能力習得訓練コース（実践的な職業能力の開発・向上を図るために、企業等を委託先として事業所現場を活用して実施するコース）

（4） 訓練期間、訓練時間

3月、1月当たり100時間が標準（ただし、実践能力習得訓練コースについては、精神障害者等短時間の訓練から始める必要がある者については、訓練総時間300時間を6月以内で訓練期間を弾力化して実施することも可能）

（5） 委託料

月額6万円上限（ただし、訓練時間300時間で訓練期間を弾力化した場合は、当該訓練期間について訓練受講生1人につき18万円上限）

（6） 障害者職業訓練コーディネーター

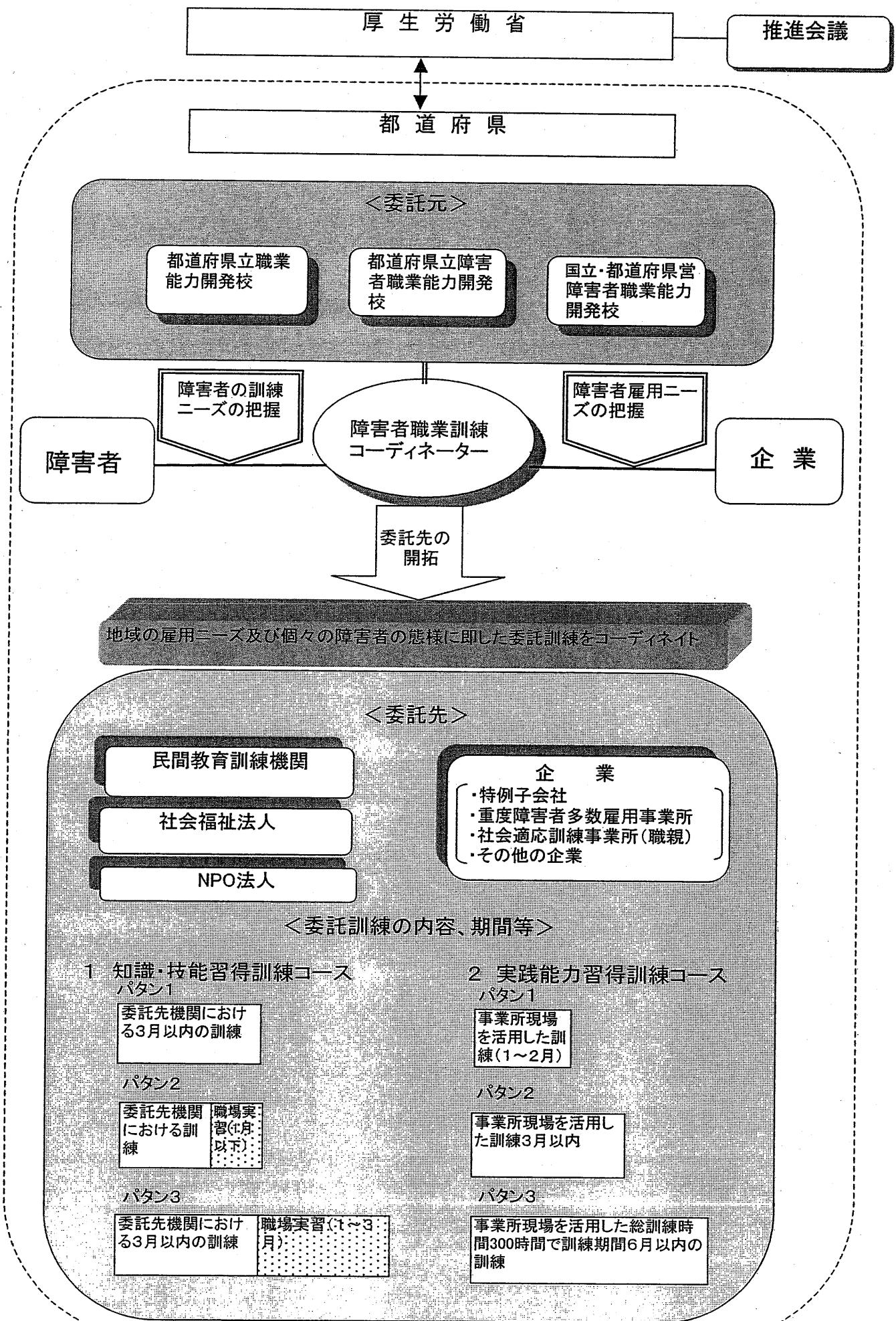
障害者委託訓練のコーディネイトを行う障害者職業訓練コーディネーターを都道府県に配置

（7） 障害者委託訓練のスキーム及び関係機関の連携について（別紙）

（8） 障害者委託訓練実施拠点校

障害者委託訓練実施のための総合窓口機能を果たす職業能力開発校を拠点校として選定

(別紙) 障害者委託訓練スキーム



目次

- 1 委託先機関の開拓 P4
- 社会福祉法人等の福祉機関に対する説明会の開催
 - 障害者の支援をしているNPO法人や支援機関を中心を開拓
 - 特例子会社、離職者訓練の委託先企業、求人広告掲載企業を中心を開拓
 - 障害者合同就職面接会の求人企業から開拓
 - ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携した委託先企業の開拓
 - 都道府県他部局と連携して開拓

県企業誘致部門と連携して新規操業企業のニーズに即した訓練を実施し、大量就職に結びついた事例 P4

障害者合同就職面接会求人企業を委託先として、就職に結びついている事例 P5

- 2 訓練受講生と委託先機関とのマッチング P5
- ハローワーク等との緊密な連携によるマッチング
 - エントリーシート、受講希望シートの活用によるマッチング
 - 受講予定者への事前アンケートに基づいたマッチング

- 3 事業の周知、受講生の募集 P6
- 事業の周知
 - 受講生の募集

4 拠点校の活動

障害者の自立・就労支援協議会を拠点校で設置・開催している事例 P6

5 新たな訓練内容・職種の開発など

(1) 身体障害者対象

障害者、企業双方のニーズに対応した訓練コースの開発事例 P8

(2) 知的障害者対象

2級のホームヘルパーの資格取得を目指した訓練の実施事例 P8

保育補助の技能習得を目指した訓練の実施事例 P10

受講生の課題の解決を訓練目標にして実施し、就職に結びついた事例 P10

(3) 精神障害者対象

ピア・ホームルパーの技能習得を目指した訓練の実施事例 P11

精神保健福祉士を配置した機関に委託して訓練を実施している事例 P11

6 社会福祉法人、障害者の就労支援機関等の活用

(1) 社会福祉法人等の活用

社会福祉法人の運営する複数の施設を活用して訓練を実施している事例 P12

定期的に就労支援ケース会議を開催し、就職に結びついた事例 P12

知識・技能習得訓練コースを委託した福祉系社団法人が職場実習先企業を開拓し、職場実習中積極的に企業訪問して就職に結びついた事例 P13

社会福祉法人で実践能力習得訓練コースを実施し、就職に結びついた事例 P13

(2) NPO 法人の活用

緊密な地域ネットワークを有する NPO 法人に、知的障害者対象の訓練のコーディネイトを一括して委託している事例 P13

委託先 NPO 法人の特徴やネットワークを活かした訓練コースを実施している事例 P14

7 知識・技能習得訓練コースの効果的な活用

(1) 民間教育訓練機関等の活用

障害者の職業能力開発に実績のある民間能力開発機関において多様な訓練コースを設定して実施している事例 P15

身体障害者の委託訓練実績がある民間教育訓練機関において知的障害者、精神障害者を受け入れてパソコン訓練を実施している事例 P16

(2) 職場実習の組合せ

修了後の就職を狙った長期間の職場実習と組み合わせた事例 P16

委託先教育関連企業の職場を活用した職場実習を実施している事例 P17

8 実践能力習得訓練コースの効果的な活用

ハローワークの一般求人企業を委託先として開拓し、委託先での就職に結びついた事例 P17

ハローワークとの連携により企業を委託先とした実践能力習得訓練コースを実施し、当該企業への就職に結びついた事例 P18

同業種企業への就職に結びついた事例 P18

9 その他

..... P19

- 労働局との積極的な打ち合わせ
- 県の無料職業紹介事業による就職支援
- 福祉・教育・医療・保健等地域の障害者支援機関との連絡会議や協議会の設置

付録 よくある質問とその答

(注)

事例に記述されている数値は、平成16年9月末現在のものです

1 委託先機関の開拓

委託先の開拓は、障害者委託訓練の成否を分ける重要なポイントです。都道府県においては、

- 社会福祉法人等の福祉機関に対する説明会の実施
- 障害者の支援をしているNPO法人や支援機関を中心を開拓する他、委託先企業の開拓については、
 - 特例子会社、離職者訓練の委託先企業、求人広告掲載企業を中心を開拓
 - 障害者合同就職面接会の求人企業から開拓
 - ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して開拓等の取組がなされています。また特例子会社の立ち上げ時から関わりを持って障害者委託訓練の活用を推奨したり、重度障害者多数雇用事業所、社会適応訓練協力事業所（職親）等障害者雇用のノウハウと障害者の採用意向がある企業の情報を入手して障害者委託訓練を実施することも効果的です。

県庁の他部局との連携については、

- 保健福祉部局と連携し、個々の障害者の態様に応じた訓練の実施が可能な社会福祉法人等を開拓
- 企業誘致部門と連携し、新規操業事業所を委託先として開拓 等の取組があります。

県企業誘致部門と連携して新規操業企業のニーズに即した訓練を実施し、大量就職に結びついた事例

◎障害者雇用の実績がある企業が新規操業する情報を県の企業誘致部門から得て、当該企業が求める技能を習得するためのパソコン技能を習得する訓練（知識・技能習得訓練コース）及び当該企業を委託先とした実践能力習得訓練コースを実施し、30人の就職が実現

コース区分	知識・技能習得訓練コース	実践能力習得訓練コース
コース名称	パソコン実務科	育栽培科
受講者数	10人	28人
訓練期間	2か月	2か月
訓練時間	180時間（1日あたり5時間）	160時間（1日あたり4～5時間）
カリキュラム内容	パソコンの基本操作・Windowsの基本操作・文書の作成・表計算の作成・ネットワークの基本操作	事業所の作業現場で就労に必要な技能と知識の習得 基本的労働習慣・社会人としてのマナーの習得
対象障害種別	身体障害者	身体・知的・精神障害者
委託先	民間教育訓練企業	新規操業事業所
特記事項	コースの半分程度終了した時点で就職活動を始め、雇用見込み先企業の業務内容にあわせたカリキュラムを取り入れて実施	障害者雇用の実績がある企業が新規事業所（工場）のオープンを行う情報を入手し、当該企業、市、県、県社会福祉事業団が連携して実施

障害者合同就職面接会の求人企業を委託先として、就職に結びついている事例

◎労働局・ハローワークと連携し、障害者合同就職面接会等に参加して障害者求人を行ったものの充足に至らなかつた企業や障害者求人開拓企業を委託先として実践能力習得訓練コースを実施し、修了後就職が実現

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	環境整備科
受講者数	1人
訓練期間	3ヶ月
訓練時間	366時間（1日あたり6時間）
内容	清掃作業・給湯作業・ゴミ収集
対象障害種別	知的障害者
委託先	障害者対象求人提出企業
特記事項	就職を前提にした訓練を実施

2 訓練受講生と委託先機関とのマッチング

障害者委託訓練の効果的実施を図るために、委託先の開拓とともに、障害者の態様を踏まえて委託先と受講障害者の適切なマッチングを図ることが必要です。

マッチングについて、障害者委託訓練を活発に実施している都道府県においては、

○ ハローワーク等との緊密な連携によるマッチング

- ・ 障害者求人票がハローワークに提出→ハローワークの障害者担当から連絡を受けて訓練の実施についてコーディネーターが当該企業と協議し、訓練計画を作成→ハローワークが求職者に説明→マッチング（この一連の作業を短期間に実施することが円滑実施のポイント）
- ・ コーディネーター及び拠点校等が委託先を開拓→ハローワーク等から受講希望者の情報をもらう→マッチング
- ・ 訓練受託先企業を開拓→ハローワークを通じ受講者を募集

等、ハローワーク等と連携して、迅速で適切なマッチングが工夫されています。また、

○ エントリーシート（委託先）、受講希望シート（障害者）の活用によるマッチング

- ・ 提出されたエントリーシートと受講希望シートにより受講希望者と面接を行い、マッチング
- ・ 就労支援機関に相談に来た障害者（ハローワーク未登録者等）に対して、エントリーしている委託先候補機関の情報を提供することにより受講意欲を喚起→受講希望シートに記入してマッチング（未登録者についてはハローワークに求職登録）

○ 受講予定者への事前アンケートに基づいたマッチング

- ・ 受講希望者が、「どのような講習を希望しているのか」「どの程度の技能レベルなのか」をアンケートにより把握して委託先へ提供し、適正にマッチング

等の取組も行われています。

3 事業の周知、受講生の募集

障害者委託訓練は、本年度から全国で大幅に拡充して実施している事業であるため、障害者、障害者の支援機関、企業等の関係者に対して十分な周知を図ることが必要です。このため、都道府県においては、

- 広報紙をはじめとする都道府県の広報媒体を利用 する他、
- 関係団体等に対する説明
 - ・ 授産施設やリハビリテーション病院などを訪問し、広報
 - ・ 社会福祉協議会に協力依頼
 - ・ 作業所連絡網を活用した広報
 - ・ 障害者雇用に関する企業対象のセミナー等で説明
 - ・ 障害者支援機関を集めた説明会の実施

等、ターゲットを絞った訪問、説明等にも取り組んでいます。また、受講希望者の募集についても、

- ハローワークの協力を得て、求職登録障害者にダイレクトメールを送付
- 訓練生募集中の訓練機関の情報をハローワーク及び就労支援機関に週1回メール又はFAXで送付
- 障害者就業・生活支援センター連絡会議を通じ募集
- 障害者団体を訪問し、説明
- 精神障害者家族連合会と連携した募集・広報

等、障害者が障害者委託訓練を知る機会を積極的に作り出す取組が行われています。

4 拠点校の活動

拠点校は、障害者委託訓練の総合窓口であり、障害者職業訓練コーディネーターを配置して職業訓練委託訓練の円滑な実施を担う要となる機関です。

障害者に対する有効な就労支援策である職業訓練を地域で効果的に実施するためには、障害者就労支援ネットワークの中で拠点校が重要な位置を占めることが必要であり、そのための仕組み作りも望まれます。

拠点校の活動事例については、地域区分により3校指定したうえで、障害者の就労支援ネットワークを形成して障害者委託訓練の効果的な実施を図っている次のような積極的な取組があります。

障害者の自立・就労支援協議会を拠点校で設置・開催している事例

◎市町村（社協等）、養護学校、職業安定機関、障害者施設団体、企業等の関係機関・団体による「障害者の自立・就労支援協議会」を拠点校毎（3校）に開催し、訓練生の募集から訓練受講、就職、職場定着を一体的に支援

(1) 協議会構成メンバー

高等技術専門校、市町村（社会福祉協議会等）、養護学校、労働局、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、企業、福祉施設、授産施設等

- (2) 設置箇所 拠点校ごと
- (3) 協議会規約

障害者の自立・就労支援協議会規約

(名称)

第1条 本会議の名称は「〇〇〇障害者の自立・就労支援協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 国において策定された「障害者基本計画」等に基づき、障害者の自立・社会参加を促すため、障害者の職業的自立を図るための職業能力開発を充実し、障害者の生活・就労相談から職業訓練、就職、職場定着までを一体的に支援することを目的とし、関係機関・団体等で構成する協議会を設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 〇〇〇高等技術専門校において実施する公共職業訓練の推進に関すること
- (2) 障害者の生活・就労相談及び公共職業訓練受講に関すること
- (3) 訓練修了者の就職及び職場定着への支援に関すること
- (4) その他障害者に対する職業訓練、訓練生の就労支援に関すること

(構成員)

第4条 協議会は、第2条に定める目的に賛同し、目的遂行のために必要な関係団体、教育機関、行政機関をもって構成することとし、その構成員は別紙のとおりとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、〇〇〇高等技術専門校長をもって充てる。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、第3条に定める協議、決定を行う。

- 2 議長は、会長が務める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、〇〇〇高等技術専門校内に置く。

(補足)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規約は、平成16年□月△日から施行する。

5 新たな訓練内容・職種の開発等

障害者委託訓練では、既成の訓練だけでなく、技能の習得と就職可能性を高めるための個々の障害者に対応した新しい訓練内容も工夫され、実施されています。

(1) 身体障害者対象

障害者、企業双方のニーズに対応した訓練コースの開発事例

◎一方の上肢に障害のある人のもう一方の手を最大限活用してできる職種であって、訓練修了後、就職見込みのある訓練内容（メール便の宅配及び中古本の集荷）を委託先機関が業界大手企業と連携して開発し、訓練実施中

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	集配科
受講者数	4人
訓練期間	3か月
訓練時間	300時間
カリキュラム内容	メール便の宅配及び家庭に出向いての中古本の集荷
対象障害種別	身体障害者
委託先	社会福祉法人
特記事項	○片手に障害のある就労意欲が非常に高い人に適した訓練職種を検討した結果、片手の作業でき、地域に根ざしたサービスで就労可能性の高いメール便の宅配及び家庭に出向いての中古本の集荷（1冊から）を宅配業者、中古本販売業者との連携・協力を得て訓練内容として開発。聴覚障害者についても実施予定。 ○訓練修了後は、創業して採用する予定

(2) 知的障害者対象

2級のホームヘルパーの資格取得を目指した訓練の実施事例

◎まだ全国でも少ない知的障害者対象の2級ホームヘルパーの訓練を実施中。訓練修了後は、委託先の社会福祉事業団で設立した就業・生活支援センターと連携して、就労支援

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	訪問介護員養成科（2級課程）
受講者数	6人
訓練期間	3か月
訓練時間	302時間
カリキュラム内容	訪問介護概論、介護事例検討、医学の基礎知識、リハビリテーション医療の基礎知識、実技
対象障害種別	知的障害者
委託先	社会福祉法人
特記事項	○2級のホームヘルパー技能習得のためのカリキュラムを開発 ○特別養護老人ホーム、訪問介護事業所における職場実習を組合せて実施 ○訓練修了後は、就業・生活支援センターにおいて就労支援

訪問介護員養成科カリキュラム

1 訓練目標 訪問介護員（2級）の資格取得	
2 訓練内容・時間	訓練時間総計 302時間
(1) 学科	100時間
①講義	
ア社会福祉の基本的な理念及び福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	12時間
（ア）福祉理念とケアサービスの意義（6時間）	
（イ）サービス提供の基本視点（6時間）	
イ老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	9時間
（ア）老人福祉の制度とサービス（6時間）	
（イ）障害者（児）福祉の制度とサービス（3時間）	
ウ訪問介護に関する講義	5時間
（ア）訪問介護概論（3時間）	
（イ）訪問介護員の職業倫理（2時間）	
エ老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義	17時間
（ア）障害・疾病の理解（11時間）	
（イ）老人、障害者（児）の心理（3時間）	
（ウ）老人、障害者（児）等の家族の理解（3時間）	
オ介護技術に関する講義	17時間
（ア）介護概論（6時間）	
（イ）介護事例検討（4時間）	
（ウ）住宅・福祉用具に関する講義（7時間）	
カ家事援助の方法に関する講義	10時間
キ相談援助に関する講義	4時間
ク医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	8時間
（ア）医学の基礎知識（3時間）	
（イ）在宅看護の基礎知識（3時間）	
（ウ）リハビリテーション医療の基礎知識（2時間）	
②関連研修 介護技術ビデオ研修・関連講義等	18時間
(2) 実技	202時間
①演習	
ア福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	8時間
イ介護技術に関する演習	60時間
ウ訪問介護計画の作成等に関する演習	5時間
エレクリエーションに関する演習	17時間
オ関連演習等	12時間
②実習	
ア特別養護老人ホーム等における介護実習	56時間
イ訪問介護実習	8時間
ウ老人デイサービスセンター等のサービス提供現場見学	6時間
エ関連実習等	30時間

保育補助の技能習得を目指した訓練の実施事例

◎保育職種での知的障害者の就労が進んでいない状況に鑑み、保育補助の技能を習得するための訓練を実施中

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	保育サポート科
受講者数	3人
訓練期間	3か月
訓練時間	291時間（1日あたり6時間）
カリキュラム内容	保育士の補助的業務 身体測定、体育遊び、誕生日会、絵本の読み聞かせ、園外保育、音楽遊び、交通安全教室、絵画制作、避難、自然、安全衛生
対象障害種別	知的障害者
委託先	NPO法人
特記事項	知的障害者の特性を活かした新しい職域を開発するため、保育士の補助業務の習得を園児との関わり合いを中心にカリキュラムを作成して実施

受講生の課題の解決を訓練目標にして実施し、就職に結びついた事例

◎転職を繰り返していた受講生について、その原因となっていた「困ったときに上手に助けを求める方法」を習得することも訓練目標に取り入れて実施し、就職を実現

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	食品製造科
受講者数	2人
訓練期間	2か月
訓練時間	199時間（1日あたり5時間）
カリキュラム内容	パン製造、洗浄作業・包装作業・片づけ作業、販売
対象障害種別	知的障害者
委託先	社会福祉法人
特記事項	障害者個々の態様に応じた訓練目標を設定して実施。具体的には、対象者のうち1名が転職を繰り返していたが、その原因が「困った時に助けが求められない」ことにあったことから、上手に助けを求める方法を学び、次の就職先に活かすことを訓練目標に取り入れて実施し、就職を実現。

(3) 精神障害者対象

ピア・ホームヘルパーの技能習得を目指した訓練の実施事例

◎精神障害者の特性に応じた、ピア（仲間同士）・ホームヘルプを行う技能の習得を訓練目標に実施中

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	ピアホームヘルパー養成科
受講者数	3人
訓練期間	3か月
訓練時間	260時間
カリキュラム内容	精神障害者を対象とした訪問介護技能の習得 介護保険・支援費・補助金知識、訪問介護デイサービス等
対象障害種別	精神障害者
委託先	NPO法人
特記事項	精神障害者同士、仲間意識と一体感があり、相互に安心してサポートし、サポートされることができるピア・ホームヘルパーを目指した訓練

精神保健福祉士を配置した機関に委託して訓練を実施している事例

◎精神保健福祉士を配置して、常時、訓練生の精神面のケアができる体制づくりをしている機関に委託してOA訓練実施中

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	パソコンオペレータ科
受講者数	10人
訓練期間	3か月
訓練時間	244時間（1日あたり4時間）
カリキュラム内容	パソコン基礎、ワープロ実習、ホームページ作成実習、インターネット・メール実習等
対象障害種別	精神障害者
委託先	民間教育訓練機関
特記事項	委託先機関が環境福祉に関する専門学校であることから、精神保健福祉士が常駐しており、適切な対応が可能

6 社会福祉法人、障害者の就労支援機関等の活用

福祉から雇用への流れの中で、障害者の就労支援を熱心に行っている社会福祉法人やNPO法人、その他の支援機関においては、障害者委託訓練に対する関心が非常に高くなっています。これら機関の有するネットワークやノウハウを活用し、また必要に応じて就職に結びつけるための訓練ノウハウを提供しながら、障害者委託訓練を実施することが効果的です。

(1) 社会福祉法人等の活用

社会福祉法人の運営する複数の施設を活用して訓練を実施している事例

◎委託先社会福祉法人が、老人介護施設も運営していることから、介護サービスについて、同一社会福祉法人内において、実習を組み合わせて効率的に訓練実施中

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	介護サービスコース（ホームヘルパー3級資格取得目標）
受講者数	4人
訓練時間	300時間
カリキュラム内容	老人介護に必要な技能、施設における日常的基本作業、社会福祉やホームヘルプサービスに関する知識、SST等
対象障害種別	身体障害者、知的障害者、精神障害者
委託先	通所授産施設で実施し、職場実習先は同じ社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム
特記事項	同一社会福祉法人の運営する特別養護老人ホームで実習

定期的に就労支援ケース会議を開催し、就職に結びついた事例

◎委託先社会福祉法人において、就労支援ケース会議を開催し、技能の習得状況、本人の希望を見極めながら就労支援活動を展開し、就職を実現

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	基礎訓練科
受講者数	2人
訓練期間	3か月
訓練時間	303時間
カリキュラム内容	就業生活支援講座、ロックウール栽培等
対象障害種別	知的障害者、精神障害者
委託先	社会福祉法人
特記事項	障害者の就労支援に熱心な社会福祉法人に委託し、定期的なケース会議等個々の障害者に対するきめ細かい支援により、就職が実現

知識・技能習得訓練コースを委託した福祉系社団法人が職場実習先企業を開拓し、職場実習中積極的に企業訪問して就職に結びついた事例

◎職場実習を組み合わせた知識・技能習得訓練コースにおいて、職場実習先及び受講生双方に対する支援を委託先福祉系社団法人が実施したことにより就職が実現

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	袋詰め・梱包作業科
受講者数	1人
訓練期間	3か月
訓練時間	300時間
カリキュラム内容	就職支援講座、製品の仕分け、計量・袋詰め、職場実習
対象障害種別	知的障害者
委託先	福祉系社団法人に委託し、職場実習を組合せ
特記事項	積極的に企業実習を活用して、企業、障害者双方に対する支援を実施できる福祉系社団法人に委託

社会福祉法人で実践能力習得訓練コースを実施し、就職に結びついた事例

◎社会福祉法人の収益事業部門において実践能力習得訓練コースを実施し、当該施設への就職を実現

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	厨房補助業務コース
受講者数	1人
訓練期間	3か月
訓練時間	390時間（1日あたり6時間）
カリキュラム内容	調理補助、食器洗い、盛りつけ、配膳、運搬等
対象障害種別	知的障害者
委託先	社会福祉法人
特記事項	当該社会福祉法人の特別養護老人ホームに就職

(2) NPO法人の活用

緊密な地域ネットワークを有するNPO法人に、知的障害者対象の訓練のコーディネイトを一括して委託している事例

◎特例子会社、就労援助センター等を構成メンバーとして、障害者に対する就労支援等を行う目的で設立され、多くの先進的な取り組みがなされているNPO法人のノウハウを活用して委託訓練を実施中

NPO法人における知的障害者を対象とした委託訓練のコーディネイトについて

1 NPO法人の主な構成メンバー

特例子会社（18社）、就労援助センター（11所）、授産所（2所）等

2 コーディネイトの内容

- ・コーディネイトする知的障害者の人数は130人を計画
- ・NPO法人におけるコーディネーターが障害者に対する面接を行うとともに、実践能力習得訓練コース委託先企業の選定を行う。
- ・委託先企業は、NPO法人会員企業（特例子会社）、就労援助センター関係企業等であり、NPO法人のネットワークが有効に発揮される。

3 委託訓練中

委託訓練中は、NPO法人の会員である就労援助センターによるチェックとフォローが行われる。

4 訓練修了後

個々の受講生に対する評価を行い、拠点校にフィードバックするとともに、就労援助センターに登録する。訓練修了後は、トライアル雇用等により委託先企業への就職への移行や、就労援助センターで継続的に就労支援を実施。

委託先NPO法人の特徴やネットワークを活かした訓練コースを実施している事例

◎委託先NPO法人が会員特例子会社と受講生とのマッチングを行って多くの実践能力習得訓練コースを実施中

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	インターンシップコース
受講者数	計画：60人 実施済み44人
訓練期間	3か月、2か月
訓練時間	300時間（200時間）標準
カリキュラム内容	会員特例子会社の事業所現場を活用した実践能力養成訓練
対象障害種別	身体障害者、知的障害者、精神障害者
委託先	NPO法人
特記事項	インターンシップ制に実績のあるNPO法人に委託し、特例子会社を訓練場所として効果的に実施。実習先で引き続き雇用されるケースも出ている。

◎障害者等に対するIT支援を目的に設立されたNPO法人に知識・技能習得訓練コースを委託して実施

コース区分	知識・技能習得訓練コース	知識・技能習得訓練コース
コース名称	OA事務科	パソコン実務科
受講者数	5人	13人
訓練期間	3か月	3か月
訓練時間	300時間（1日あたり5時間）	354時間（1日あたり6時間）
カリキュラム内容	Windowsの基礎知識、表計算、インターネット基礎、実務応用等	Windowsの基礎知識、表計算、インターネット・デジカメ入門、Word、ホームページ作成等
対象障害種別	身体障害者	身体障害者
委託先	NPO法人	NPO法人
特記事項	委託先NPO法人は、身体障害者や高齢者が情報化社会に参加できる機会を提供し、支援することを目的に設立されたことから、障害者との関わりが深く、訓練生の募集に当たっても委託先NPO法人が積極的に関与し、内容的にも適切な訓練を円滑に実施	
	訓練実施中	就職が実現

7 知識・技能習得訓練コースの効果的な活用

（1）民間教育訓練機関等の活用

障害者の職業能力開発に実績のある民間能力開発機関において多様な訓練コースを設定して実施している事例

◎障害者の職業能力開発に実績のある民間職業能力開発機関が、様々な障害に対応した訓練コースを準備し、地域の障害者に対して多様な訓練を提供

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	作業・実習体験コース、作業習得コース、実務作業コース、食品製造作業コース、ビジネス実務コース、ビジネスパートナーコース、CADコース、高齢者介護業務コース、ホームヘルパーコースなど20コースを用意
受講者数	計画：210人を283人に増修正 実施済み132人
訓練期間	3か月、2か月
訓練時間	300時間（200時間）標準
カリキュラム内容	紙器製造、食パン製造、パソコン操作、CAD等施設内の訓練資源を活かした多様なコースと内容に加え、精神障害者対象の実務作業訓練も新たに開発
対象障害種別	身体障害者、知的障害者、精神障害者
委託先	民間職業能力開発機関
特記事項	特別委託訓練を実施するなど、障害者の職業能力開発にすぐれたノウハウを有する民間職業能力開発機関に委託。精神障害者対象の新コースも開発。

身体障害者の委託訓練実績がある民間教育訓練機関において知的障害者、精神障害者を受け入れてパソコン訓練を実施している事例

◎身体障害者を対象とした委託訓練の実績がある民間専門学校において、知的障害者、精神障害者も受け入れた訓練を実施中

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	ITビジネス科
受講者数	20人
訓練期間	2か月
訓練時間	180時間
カリキュラム内容	パソコン基礎、インターネット、ワープロ、表計算等
対象障害種別	身体障害者、知的障害者、精神障害者
委託先	民間教育訓練機関
特記事項	従来の委託訓練で身体障害者に対する実績がある民間専門学校において、IT技能の習得を目指したコースに知的障害者、精神障害者も受け入れて実施中

(2) 職場実習の組合せ

修了後の就職を狙った長期間の職場実習と組み合わせた事例

◎訓練修了後の当該実習先への就職を目指して、職場実習を組み合わせて実施することにより、訓練受講生、事業主双方への支援を行う訓練を実施

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	介護サービス実践科
受講者数	10人（募集中）
訓練期間	4か月
訓練時間	350時間
カリキュラム内容	訪問介護員3級課程及び介護技術に関する演習
対象障害種別	知的障害者
委託先	NPO法人に委託し、老人介護施設等における職場実習（2か月165時間）を組み合わせて実施
特記事項	○委託先での座学訓練に加え、実際の老人介護施設における長期の職場実習を通じ、実践的な介護技術を習得 ○障害者雇用意欲のある事業所で職場実習を実施することにより、知的障害者に対する事業主の理解を深め、訓練生の就職について事業主、訓練生双方に対する支援を実施

委託先教育関連企業の職場を活用した職場実習を実施している事例

- ◎企業現場の実務経験者の実践的なノウハウを教授する職場実習を含んだOA訓練（知識・技能習得訓練コース）を企業に委託して実施中

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	OAビジネス科
受講者数	15人
訓練期間	3か月
訓練時間	295時間
カリキュラム内容	パソコン操作実習、表計算、ホームページ作成、パソコン検定対策
対象障害種別	身体障害者
委託先	企業に委託し、当該企業の営業部署における職場実習（4日間20時間。内容は、見積、受注、請求処理等の実際）を実施
特記事項	座学によるOA技能の資格取得とともに、職場実習による実践能力の習得が、就職に効果的

8 実践能力習得訓練コースの効果的な活用

ハローワークの一般求人企業を委託先として開拓し、委託先での就職に結びついた事例

- ◎ハローワークの求職者相談において、一般求人の中から探した「できそうな求人」先に、障害者委託訓練を提案して実施し、就職を実現

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	バラの育成管理
受講者数	1人
訓練期間	1か月
訓練時間	100時間（1日あたり4時間）
カリキュラム内容	鉢の植え込み、剪定、除草等
対象障害種別	精神障害者
委託先	企業 修了後、委託先企業にトライアル雇用
特記事項	○一般求人の中から、本人が興味がありできそうな求人を発掘 ○ハローワークが求職者、求人者に対して障害者委託訓練を提案 ○所属していた作業所、障害者職業訓練コーディネーターが訓練目標（=職業自立）を明確化してバックアップしたことにより、受講生のやる気が増進 ○受講生のやる気が委託先事業主に伝わり、事業主の障害者雇用への理解が深まり、就職に結びつく

ハローワークとの連携により企業を委託先とした実践能力習得訓練コースを実施し、当該企業への就職に結びついた事例

◎ハローワークと連携し、必要に応じた訓練修了後のトライアル雇用も含めて企業を委託先とした実践能力習得訓練コースを実施し、就職が実現

コース区分	実践能力習得訓練コース	
コース名称	製造業業務実習	製造業業務実習
受講者数	1人	2人
訓練期間	2か月	1か月
訓練時間	200時間	100時間
カリキュラム内容	発砲スチロールの成形業務補助等	電子機器製造補助
対象障害種別	知的障害者	知的障害者
委託先	企業 委託先で引き続きトライアル雇用	企業 委託先に就職
コース名称	精密機械加工科	小売業のバックヤード技能習得実習
受講者数	1人	1人
訓練期間	3か月	1か月
訓練時間	360時間（1日あたり6時間）	60時間
カリキュラム内容	精密機械加工作業における磨き等の基本的技能の習得 バリ取り作業、ボール盤面取り作業、磨き作業、梱包作業、運搬作業 等	衣料品小売業における店舗バックヤード作業技能の習得 店舗清掃、商品の陳列・たたみ、商品売価変更タグづけ
対象障害種別	知的障害者	知的障害者
委託先	企業 委託先に就職	企業 委託先で引き続きトライアル雇用
特記事項	日が経つにつれて訓練効果があがつたため、修了日に事業主、本人、ハローワーク、障害者職業訓練コーディネーターが集まって協議し、1日5時間勤務からの雇用が決定	知的障害者向きのバックヤード作業を開発している大手チェーン店の店舗で訓練を実施し、就職

同業種企業への就職に結びついた事例

◎企業を委託先とした実践能力習得訓練コースで習得した技能を活かして、委託先企業と同業種の企業に就職が実現

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	飲食サービス技能科
受講者数	1人
訓練期間	3か月
訓練時間	242時間
カリキュラム内容	労働習慣の習得、接客マナー、調理、洗浄、清掃等
対象障害種別	知的障害者
委託先	企業 同業種企業に就職
特記事項	同業種における就労現場を経験できることが、知的障害者の就職に有効

9 その他

障害者職業訓練の目的は、知識・技能を習得することにより、就職の促進に資することにあります。このように、障害者委託訓練のコーディネイト及び実施の後に、就職という大きな目標があり、この目標を実現するためには、委託先の開拓から就職に至る一連の流れの中で、ハローワーク等との連携が非常に重要となります。また、労働局、ハローワークにおいても、障害者の雇用促進の有効な支援ツールとして障害者委託訓練を活用するメリットは大きいと考えられます。

したがって、障害者委託訓練に関する適正な認識の形成と相互の協力・連携関係を強化するため、各都道府県においては、

- 労働局との積極的な打ち合わせ（担当者レベルでの打合会の開催等）

が望されます。さらに、県独自の訓練修了後のフォローアップとして、

- 県の無料職業紹介事業による就職支援 を図っている県もあります。

また、

- 福祉・教育・医療・保健等地域の障害者支援機関との連絡会議や協議会を設置し、障害者の就労支援ネットワークの中で職業能力開発が強力に機能する仕組みを作ることも必要であり、障害者委託訓練や一般校を活用した障害者職業能力開発事業の実施を契機に、既に取り組んでいる県もみられます。

このようにネットワークを形成する中で、障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センター等の職業リハビリテーション関係機関はもとより、養護学校等高等部における学校から社会への個別移行支援計画などの支援計画において、障害者委託訓練が支援メニューとして位置付けられるよう、働きかけることが重要です。

障害者委託訓練は、地域のニーズに応じて機動的かつ柔軟に実施できる点に最大のメリットがあります。年度後半に向けて、障害者就労支援施策として障害者委託訓練の存分な活用が期待されます。

付録 よくある質問とその答

- | | |
|---|------|
| Q1 委託先がなかなか見つかりません。 | 付 P1 |
| Q2 受講生の募集に苦慮しています。 | 付 P1 |
| Q3 各都道府県では、どのような委託訓練が実施されているのでしょうか。 | 付 P2 |
| Q4 知識・技能習得訓練コースの修了後、実践能力習得訓練コースを実施することはできますか。 | 付 P2 |
| Q5 就職に向けて、委託訓練をどのように実施していくべき良いでしょうか。 | 付 P2 |
| Q6 訓練受講生に対して交通費や手当の支給はないですか。 | 付 P3 |
| Q7 訓練受講生の訓練中の物損事故については、どのように対応すれば良いですか。 | 付 P3 |
| Q8 企業実習を実施する場合に、ジョブコーチ的な人を派遣すれば効果的と思いますが。 | 付 P4 |
| Q9 障害者職業訓練コーディネーターには、どのような人材を委嘱すれば良いですか。 | 付 P4 |
| Q10 障害者の中でも特に精神障害者については初めて取り組む状況です。都道府県の取組状況はどうなのでしょうか。 | 付 P5 |
| Q11 社会福祉法人等を委託先とする場合の留意事項はありますか。 | 付 P5 |
| Q12 今後の障害者委託訓練の展開はどうなりますか。 | 付 P6 |

Q1 委託先がなかなか見つかりません。

委託先の開拓については、民間教育訓練機関の他、各都道府県の保健福祉部局と連携し、社会福祉法人等の福祉機関に対する説明会を開催して開拓したり、障害者の支援をしているNPO法人や支援機関を中心に行われるなどの取組が行われています。

企業については、労働局、ハローワークとの連携が不可欠です。実践能力習得訓練コース修了後就職に結びつけるためには、障害者合同就職面接会の求人企業から開拓することが効果的ですし、一般求人企業についても、ハローワークから障害者（求職者）、企業（求人者）双方に障害者委託訓練の実施を提案して障害者雇用につなげていくことが理想的です。このためには、常にハローワークと連携・協力関係を保つ必要があります。また、職場実習のあっせんが業務に位置付けられている障害者就業・生活支援センターと連携して開拓することも有効です。さらに、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、社会適応訓練協力事業所（職親）等、障害者の雇用ノウハウがある企業は、障害者委託訓練の委託先として非常に有望です。

このほか、特例子会社の立ち上げや、県の企業誘致部門と連携して新規操業事業所に関する情報を入手して委託先企業を開拓し、訓練修了後の大量就職に結びついている事例もあります。

このように委託先の開拓には、都道府県庁内の関係部署はもちろんのこと、労働局、ハローワーク、地域の障害者就労支援機関との連携が必要であるとともに、能力開発主管課、拠点校、障害者職業訓練コーディネーター各々が情報のアンテナを高く張っておくことが重要です。

Q2 受講生の募集に苦慮しています。

受講生を募集するために、都道府県の広報媒体の利用、募集リーフレットの作成・配布については多く取り組まれています。

しかしながら関係機関に募集リーフレットを送付しても、それが窓口等に置かれているだけではありません効果がありません。例えばハローワークにおける職業相談の際、委託訓練について成功例を基にした十分な案内と積極的な勧奨が行われるよう、関係機関の障害者委託訓練に対する理解を求めていくことが必要です。

また委託先の開拓同様、各都道府県の保健福祉部局と連携し、社会福祉法人等の福祉機関、障害者の支援をしているNPO法人、障害者団体等に対する説明会を開催して十分な理解を求め、受講生の募集を行うことも有効です。

さらに、訓練生募集中の訓練機関の情報をハローワーク及び就労支援機関へ定期的にメール又はFAXで送付したり、ハローワークの協力を得て、求職登録障害者にダイレクトメールで訓練情報を送付することも1つの方法と考えられます。

Q3 各都道府県では、どのような委託訓練が実施されているのでしょうか。

知識・技能習得訓練コースでは、OA系（OA事務科、OAシステム科、OA経理科）、パソコン系（パソコン事務科、パソコンビジネス科）が多くを占めていますが、製造加工系（部品組立作業科、縫製科、段ボール加工科）、介護サービス系（訪問介護員養成科、介護実務者養成科、ピア・ヘルパー養成科）、食品製造・販売系（食品加工科、喫茶・販売科、パン・菓子製造科）、IT・Web系（Webデザイン科、IT技術者養成科、IT・Webクリエーター科）、清掃系（ハウスクリーニング講習科、ビルクリーニング科、清掃技能科、クリーンスタッフ養成科）、その他の系（メール便等集配科、アパレルCADパターンデザイナー科、NPO法人起業家育成科、コールセンタースタッフ養成科、保育サポート科等）など、訓練科はバラエティに富んでいます。知的障害者や精神障害者等を対象とした介護サービス科、メール便等の集配科等の新しい職域での訓練科の設定や、受講生の課題解決を訓練目標に設定した内容で実施するなどの工夫が光ります。

実践能力習得訓練コースでは、商品管理科、施設清掃科、厨房補助科、茸栽培科、環境整備科等、障害者と企業双方のニーズに対応した様々な科が設定されています。

詳細な内容については、事例編の方を参照してください。

Q4 知識・技能習得訓練コースの修了後、実践能力習得訓練コースを実施することはできますか。

障害者委託訓練は、訓練期間を原則として3月以内とし、公共職業安定所長の受講あつせんを受けた者を対象に実施するのですが、「ただし、訓練期間が2月以下の障害者委託訓練については、受講あつせんを必ずしも必要としない」とのただし書きを実施要領に付け加えることにより、機動的で柔軟な訓練の実施が可能となっています。

したがって、3月の知識・技能習得訓練コースの後、2月以下の実践能力習得訓練コースを実施することは可能です。

また知識・技能習得訓練コースにおいて、1月～3月の職場実習を組み合わせて実施することも可能です。この場合、当初から職場実習を組み合わせて設定することが困難であれば、知識・技能習得訓練コースの受託機関における訓練受講中に、契約の変更により対応することも可能です。

Q5 就職に向けて、委託訓練をどのように実施していけば良いでしょうか。

障害者委託訓練修了後に就職に結びついた事例をみると、ハローワークをはじめとする

関係機関と連携し、訓練修了後のトライアル雇用等も想定して、就職に向けての一連の支援の中で障害者委託訓練を位置付けて実施していることが共通しています。

具体的には、ハローワークの職業相談において一般求人の中から障害者が「できそうな求人」、「興味ある職種内容」を探して委託先企業を開拓したり、障害者合同就職面接会の未充足求人企業等を委託先に開拓するなどにより、実践能力習得訓練コースを実施することが効果的です。

知識・技能習得訓練コースにおいては、障害者の就労支援に取り組んでいる社会福祉法人やN P O 法人等に委託し、就職に向けた支援全体の中で、例えば定期的に就労支援ケース会議を開催したり、就職に向けての課題を解決することを訓練目標に取り入れた内容で訓練を実施したり、積極的に職場実習を活用することにより、就職に結びついています。また、パソコン関連科の場合においても、課程の半分程度終了した時点で就職活動を開始して、雇用見込み先企業のニーズに対応したカリキュラムを取り入れて実施することにより就職が実現しています。

Q 6 訓練受講生に対して交通費や手当の支給はないのですか。

平成15年度までの障害者の公共職業訓練の受講は、そのほとんど全てが公共職業安定所長の受講指示を受けた者に限定された取扱がなされており、受講指示が行われた場合には訓練手当が支給されることから、訓練手当の予算枠に連動して障害者の職業訓練を受講する機会が制限される事態を招いていました。これは、本来別物である職業訓練機会の提供と手当の支給が連動し、就職の促進に資するという職業能力開発の根元の目的が制限される非常に矛盾のある状態でした。

このような事態を解消するため、平成16年度から職業訓練機会の大幅な拡大を図る中で、公共職業安定所長による受講推薦（訓練手当なし）対象職業訓練の範囲を拡大し、障害者の職業訓練受講機会を身近なものにしたところです。したがって、受講推薦の場合は訓練受講生に対する訓練手当の支給はありません。

なお、委託先機関が、委託料の中から、交通費、食事代等の実費補填型の給付を行うことについては問題ありませんが、出来高払い、時間給、日給の要素があるものについては既に雇用関係にあるとみなされて障害者委託訓練とは位置付けられなくなりますので、留意が必要です。

Q 7 訓練受講生の訓練中の物損事故については、どのように対応すれば良いですか。

訓練受講生自身の労災事故については、知識・技能習得訓練コースにおける職場実習及び実践能力習得訓練コースの場合、労災保険の特別加入対象（加入組合の代表者は、都道府県職業能力開発主管課長）としているところですが、訓練受講生が委託訓練先で物損事

故を起こした場合の補償については、個人の責任において保険に加入（任意加入）することを基本としています。

物損事故に備えて、中央職業能力開発協会の職業訓練生総合保険等への加入をお勧めします。

なお、都道府県において障害者委託訓練受講生を一括して物損保険への加入を検討している場合は、厚生労働省職業能力開発局能力開発課に協議をお願いします。

**Q 8 企業実習訓練を実施する場合に、ジョブコーチ的な人を派遣すれば効果的と思
いますが。**

実践能力習得訓練コースについては、訓練受講生概ね5人につき1人の割合で指導担当者を置いて実施することとしており、委託先に支払う委託料は、当該経費を含んで訓練受講生1人につき1ヶ月6万円を上限としています。企業を委託先とする他の訓練の委託料等（一般の委託訓練における実習等訓練コース（事業主委託訓練）は月額24,100円、職場適応訓練は24,100円（重度障害者の場合は25,100円））と比較して高い水準となっていますが、これは、障害者に対する指導を行う部分について配慮していることによるものです。

高齢・障害者雇用支援機構の実施しているジョブコーチ（職場適応援助者）との併用については、ジョブコーチ（職場適応援助者）は就職や職場適応の促進を図るための職業リハビリテーションであることから、指導者が職業に必要な知識・技能を指導している障害者委託訓練期間中は、困難であると言えます。

一方、社会福祉法人、NPO法人等が障害者委託訓練を受託して、職場実習を組み合わせて行う委託訓練（知識・技能習得訓練コース）においては、職場実習部分について社会福祉法人、NPO法人等が企業と再委託契約を行い、元々の委託料の中から企業に対して応分の再委託料を支払うとともに、社会福祉法人、NPO法人等が職場実習先企業に対して訓練指導員的な役割を果たすことを想定しています。

Q 9 障害者職業訓練コーディネーターには、どのような人材を委嘱すれば良いですか。

障害者職業訓練コーディネーターは、「関係機関と調整しながら障害者、企業のニーズに対応した訓練をコーディネイト→委託訓練実施期間中はその進捗状況を評価・管理→委託訓練修了後は次のステップへ橋渡し」という、非常に重要な役割を果たします。

このため、障害者の職業的自立に関する支援の経験者であるとともに、地域の障害者、企業、障害者支援機関の状況に精通している人材が望ましく、具体的には、

- ① 障害者就業・生活支援センターを運営する社会福祉法人

- ② 民間障害者職業能力開発機関、障害者支援機関を運営する機関
- ③ 経営者団体又は企業（特例子会社、重度障害者多数雇用事業所を含む）等に所属する者等が適当と考えられます。

都道府県の状況をみると、NPO法人の職員との兼務者、社会福祉法人OB、企業において障害者雇用に関わっていた特例子会社等のOB、養護学校OBの方々への委嘱が多く見られます。

障害者職業訓練コーディネーターがその役割を果たすためには、地域の関係機関との緊密な連携が必要であり、これが可能な人材に対して委嘱することが求められます。また、都道府県及び拠点校においてもフォーマルなネットワークを形成し、障害者職業訓練コーディネーターが活躍できる環境を整備することが重要です。

Q10 障害者の中でも特に精神障害者については初めて取り組む状況です。都道府県の取組状況はどうなのでしょうか。

雇用・就業を希望する精神障害者の数は増加を続けており、また、精神障害者を実雇用率の算定対象にする等の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われる予定でもあり、精神障害者の就職を支援する職業能力開発の推進が急務となっています。

その中で、訓練時間、訓練期間も精神障害者の特性にあわせて柔軟な設定を行うことが可能な企業等を委託先とする障害者委託訓練に係る者の注目が集まっています。

既に精神障害者を対象とした障害者委託訓練に取り組んでいる都道府県の状況をみると、知識・技能習得訓練コースに関しては、精神障害者を支援するNPO法人等や精神保健福祉士を配置している環境福祉関係の専門学校に委託している事例がみられます。また実践能力習得訓練コースは、社会適応訓練協力事業所（職親）等が適当と考えられます。受講生の募集・広報に関しては、都道府県単位の精神障害者家族連合会と連携して実施している県がみられます。さらに、環境からの影響を強く受けやすく、体調管理などに対する配慮が必要であるという精神障害者の障害特性をよく理解している人材（精神病院のケースワーカー、精神保健福祉士等）に障害者職業訓練コーディネーターを委嘱している県もあります。

都道府県の精神保健主管部局等とよく情報を交換して、障害者委託訓練を精神障害者の職業自立支援策として活用することが期待されます。

Q11 社会福祉法人等を委託先とする場合の留意事項はありますか。

都道府県が障害者委託訓練を委託している機関別の状況（平成16年9月30日現在。委託予定を含む。）をみると、社会福祉法人等の福祉関係機関が約3割を占めており、障害者の就労支援に取り組んでいる社会福祉法人は、有力な委託先となっています。社会福祉

法人は、福祉施設を多角的に運営している場合もあり、このような場合は、知識・技能習得訓練コースの座学部分と実習部分を同一社会福祉法人内で実施できるメリットもあります。また、社会福祉法人の収益事業部門で実践能力習得訓練コースを実施し、就職に結びついた事例もあります。さらに、就職に向けた訓練を実施することが可能な小規模作業所も、障害者委託訓練の有力な委託先となります。

委託訓練を実施するのに必要なスペース、指導員が確保でき、就職に向けた訓練を実施するという障害者委託訓練の留意点は、どのような委託先機関であっても共通のものですが、支援費により運営されている授産施設（身体障害者、知的障害者対象）及び運営費について補助金が支出されている授産施設（精神障害者）及び小規模通所授産施設については、これら施設の本来の事業運営及び施設を利用する障害者に対する支援に支障がなく、就職に必要な知識・技能の習得を図り、障害者の就職の促進に資するという障害者委託訓練の目的に沿った訓練の実施が見込まれることに留意が必要です。

Q12 今後の障害者委託訓練の展開はどうなりますか。

障害者委託訓練は、期間限定の緊急対策やモデル事業ではないことから、事業実施に係る期間の設定はありません。

障害者支援に関する我が国の方針を示した障害者基本計画（計画期間：平成15～24年度）では、障害者の雇用・就業を支援するために可能な限り多くの訓練機会が得られるよう、多様な職業能力開発資源を活用した委託訓練を幅広く実施することが謳われており、平成16年度からの障害者委託訓練の大幅な拡充は、まさにその方向に沿って展開しているものです。

障害者が地域で自立した生活を送ることを支援するために、障害者委託訓練の重要性は益々高まっています。障害者委託訓練を一層効果的なものとするための検討を重ねていくとともに、都道府県での機動的・効果的な実施が期待されます。